

福山市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の受取等に係る本人負担費用を補助することで、ひとり親世帯の生活の安定及び児童の福祉の増進を図るため、「福山市養育費確保支援事業補助金」(以下「補助金」という。)を交付することについて、福山市補助金交付規則(昭和41年規則17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法(明治29年法律第89号)第766条第1項の子の監護に要する費用をいう。
- (2) ひとり親世帯の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に同条第3項に規定する児童を養育している者をいう。
- (3) 公証人手数料 養育費の支払を内容とする公正証書(強制執行認諾約款付のものに限る。以下同じ。)の作成経費のうち、公証人手数料令(平成5年政令第224号)第9条の法律行為に係る証書の作成についての手数料(養育費に係るものに限る。)をいう。
- (4) 養育費保証契約 養育費が支払われないときに、養育費の支払い義務者に代わって、立替えや支払い義務者からの回収を業として行うことが認められた保証会社等と締結する養育費の立替え等に係る契約をいう。
- (5) 弁護士等 弁護士、弁護士法人をいう。ただし、総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センター(法テラス)を除く。
- (6) 着手金 弁護士等が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する弁護士費用であって、業務処理の対価の一部となるものをいう。
- (7) 実費 養育費確保に係る家庭裁判所等の養育費請求調停、財産開示請求及び強制執行に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、ひとり親世帯の親であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 養育費の取り決め等の対象となる児童を現に扶養していること。
- (3) 養育費の取り決め等に係る経費を負担していること。
- (4) 過去に同一の児童を対象として、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による同様の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、暴力団員等(福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員及び条例第2条第3号の暴力団員等をいう。)は補助の対象としない。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）公正証書作成費補助金 直接公証人に公正証書の作成を依頼する場合に、これらに要した本人負担費用等の一部に対する補助金
- （2）養育費保証契約費用補助金 保証会社等と養育費保証契約を締結する際に必要な費用のうち、保証料として申請者が要した費用の一部に対する補助金
- （3）弁護士費用等補助金 養育費を請求することを目的として、家庭裁判所等において、養育費の請求に係る調停、財産開示又は強制執行の申立てを行うために要した費用（以下「弁護士費用等」という。）の一部に対する補助金

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、福山市養育費確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添えて、当該各号に定める日から本補助事業の属する年度の末日までに提出するものとする。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

- （1）公正証書作成費補助金 公正証書作成日
- （2）養育費保証契約費用補助金 養育費保証契約締結日
- （3）弁護士費用等補助金
 - ア 養育費調停 調停調書作成日
 - イ 養育費審判 審判書作成日
 - ウ 財産開示申立て 財産開示実施決定日
 - エ 強制執行申立て 差押命令の発令日

2 前項に規定する書類の提出は、郵送又はネウボラ推進課への持参によるものとする。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）するものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは速やかに福山市養育費確保支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市養育費確保支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、その旨を補助金交付決定対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行し、同年4月1日以後に支払義務の生じた公証人手数料、養育費保証契約料、着手金及び実費について適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金額
公正証書作成費補助金	公正証書を作成するために要する費用のうち、公証人手数料	補助対象経費の全額。 ただし、43,000 円を上限とする。
養育費保証契約費用補助金	保証会社等と養育費保証契約を締結する際に必要な費用のうち、保証料として申請者が負担した費用	補助対象経費の全額。 ただし、50,000 円を上限とする。
弁護士費用等補助金	弁護士等が養育費確保の処理を受任する際に発生する弁護士費用のうち着手金	補助対象経費の全額。 ただし、100,000 円を上限とする。
	実費	補助対象経費の全額。 ただし、50,000 円を上限とする。

別表第 2（第 6 条関係）

補助金の種類	交付申請に係る添付書類
公正証書作成費補助金	1 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し 2 補助対象経費の領収書等の写し 3 養育費に係る公正証書の写し 4 その他市長が必要と認めるもの
養育費保証契約費用補助金	1 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し 2 補助対象経費の領収書等の写し 3 保証契約に係る契約書の写し 4 その他市長が必要と認めるもの
弁護士費用等補助金	1 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し 2 補助対象経費の領収書等の写し（かかった諸費用の内訳がわかる書類） 3 弁護士又は弁護士法人との間で締結した契約書の写し 4 第 6 条第 1 項第 3 号に定める日がわかる書類 5 その他市長が必要と認めるもの